

沿岸広域振興局長告示第76号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

平成27年6月23日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
釜石市大字平田地内 国道45号	288.50	15.00～16.50	平成27年5月26日
釜石市大字平田地内 県道桜峠・平田線	392.90	12.50	〃
釜石市大字平田地内 3・4・8平田源太沢線	139.80	16.00	〃
釜石市大字平田地内 区11.5	90.40	11.50	〃
釜石市大字平田地内 区9-1から区9-3まで	1,113.00	9.00	〃
釜石市大字平田地内 区6-1から区6-3まで	738.70	6.00	〃
釜石市大字平田地内 区5-1から区5-20まで	2,852.30	5.00	〃
釜石市大字平田地内 区4-1及び区4-2	132.50	4.00	〃
釜石市大字平田地内 歩-1から歩-6まで	185.50	4.00	〃

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部及び釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。